

生鮮食品の品質表示

農産物の品質表示

畜産物の品質表示

水産物の品質表示

加工食品の品質表示

遺伝子組換え食品の表示概要

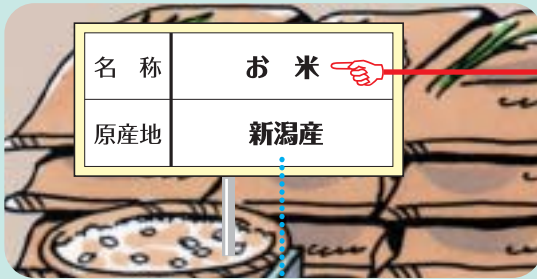
有機農産物の表示概要

農産物の品質表示



農産物の「名称」と正しい「原産地」を表示

裸売りの場合



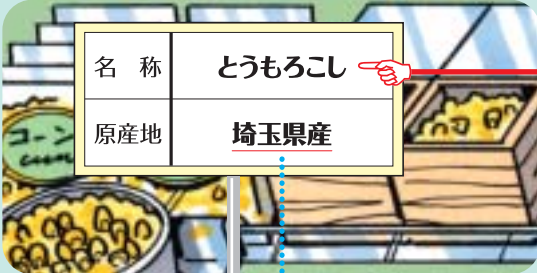
米穀

玄米、精米

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)

★容器入りや包装された玄米、精米については「玄米及び精米品質表示基準」が適用されます。→P12～P14

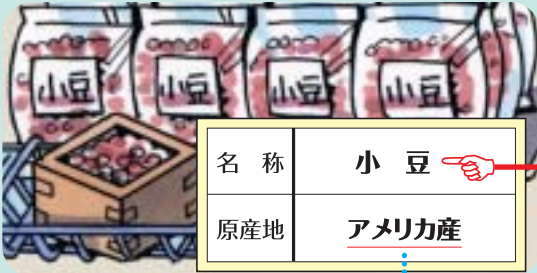
★ばら売りや量り売りの場合、品種の表示義務はありません



雑穀

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀。
(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び切断したものを含む。)

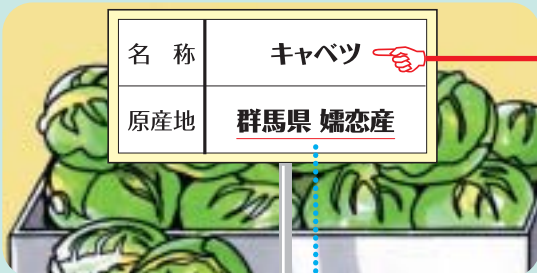
★国産品の場合は、都道府県名を記載



豆類

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類。
(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)

★輸入品の場合は、原産国名を記載



野菜

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜、つまもの類、きのこ類、山菜類、果実の野菜、その他の野菜。
(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。)

★国産品の場合は、市町村名や一般に知られている地名を原産地として記載することができます。(例) 世田谷・信州・屋久島・甲斐・伊豆・下田・下仁田・石垣島

生鮮食品の品質表示
農産物の品質表示
畜産物の品質表示
水産物の品質表示
加工食品の品質表示
遺伝子組換え食品の表示概要
有機農産物の表示概要



果実

かんぎつ類、仁果類、核果類、しょう果類、穀果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実。(収穫後調整、選別、水洗いを行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。)

名 称	バナナ
原産地	台湾産

★輸入品の場合は、一般に知られている地名を原産地として記載することができます。
(例)カリフォルニア・福建省

容器又は包装して販売する場合

(特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第5条に規定する商品の場合)

★名称、原産地、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所を表示

名 称	小 豆
原 産 地	北 海 道
内 容 量	300g
販売業者	△△株式会社 北海道〇〇市△△町××-××-××



★容器又は包装に印刷又はシール等で表示 ★8ポイント以上(日本工業規格Z8305)の大きさの統一された活字を使用

以下のような場合は加工食品です。「加工食品品質表示基準」に基づく表示をしてください。

*加熱処理等を行った場合
*生の野菜・果実を異種混合した場合
(切断せずに詰め合わせたものを除く。)

*プランチング(湯通し)等の処理を行った場合
*日干し等の乾燥を行った場合(豆類等は除く)

農産物の品質表示Q&A

Q 複数の原産地のものを混ぜた場合の表示はどうするのですか。

A 同じ種類の生鮮食品であって、複数の原産地のものを混合した場合は、その生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載します。



Q 単品の野菜を単に切断したもの(カット野菜)、複数の野菜を切断した上で混ぜ合わせたもの(サラダミックス、炒め物ミックス)の表示の取り扱い(店外処理、店内処理それぞれについて)はどのように表示すればよいのですか。

また、オゾン水、次亜塩素酸ソーダ水による殺菌洗浄をした場合にはどうなりますか。

A 1.単に切断したものは生鮮食品ですので、生鮮食品品質表示基準に従って名称、原産地を表示することとなります。



2.複数の野菜を混ぜ合わせたものは、それ自身が一つの製品(調理された食品)であることから、加工食品品質表示基準を適用することとし、同基準に従って名称、原材料名等を表示することとなります。なお、加工食品の場合は、店内処理したもので店内で販売する限りにおいては表示は不要ですが、客の求めに応じて、必要な事項について回答することが求められます。



3.また、オゾン水、次亜塩素酸ソーダ水による殺菌洗浄をした場合については、食品の内容については実質的な変更をもたらす新しい特性を与える行為には当たらないと考えられ、単品の野菜を単に切断したものとし、生鮮食品として取り扱います。



しいたけの品質表示

栽培方法

おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法。

菌床栽培



しいたけ

しいたけ菌の子実体であって全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたもの。

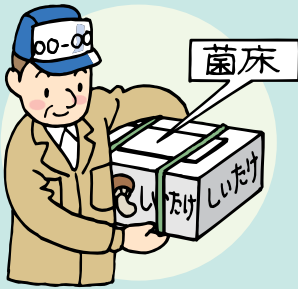


原木栽培

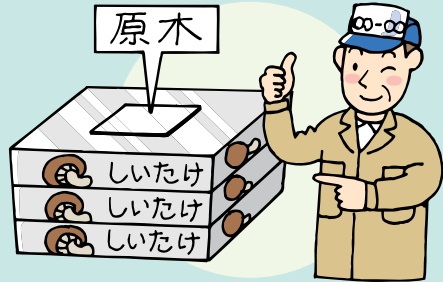
クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法。

しいたけの表示方法

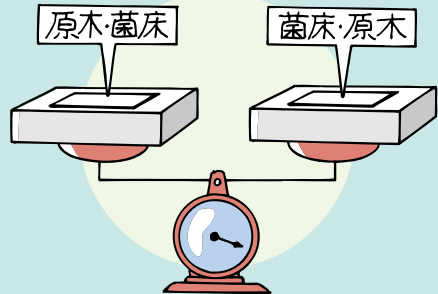
★菌床栽培によるしいたけにおける表示方法。「菌床」と記載する。



★原木栽培によるしいたけにおける表示方法。「原木」と記載する。

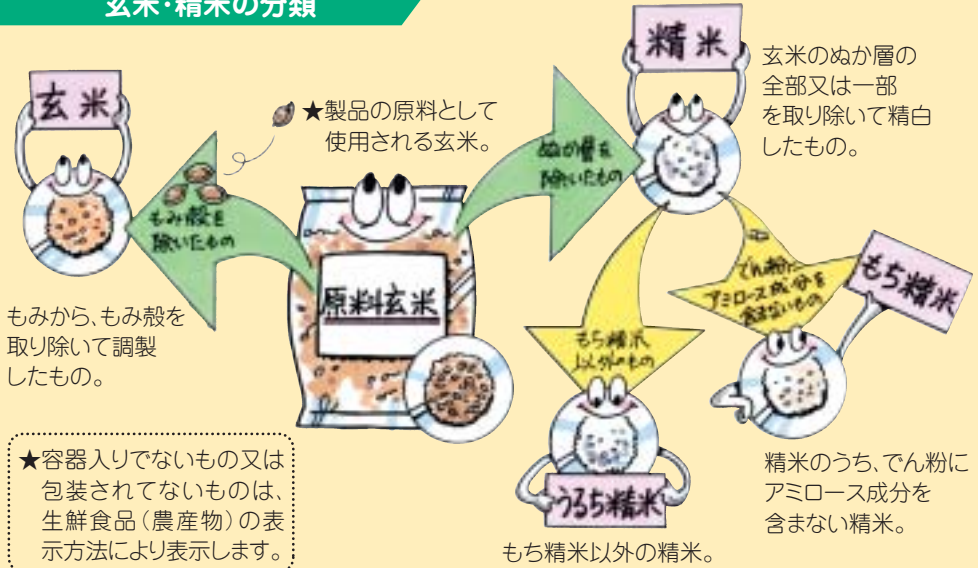


★原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにおける表示方法。重量の割合の多いものの順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と記載する



玄米・精米（容器に入れ、又は包装されたものに限る）の品質表示

玄米・精米の分類



単一原料米の表示事項

★一括表示をしてください

産地、品種、産年の証明を受け、単一の原料玄米を使用したもの。国産品は農産物検査法、輸入品は輸出国の公的機関の証明。単一原料米と表示。



★玄米・もち精米・うるち精米（「うるち」を省いても可。）・胚芽精米の中から選択。

国産品は都道府県名、市町村名、その他一般的に知られている地名を、輸入品は原産国を必ず記載し、これに加えて州名、都市名等を記載することができます。

名 称	精米		
	産地	品種	産年
原 料 玄 米	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 〇年産		
内 容 量	〇〇kg		
精米年月日	平成〇年〇月〇日		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 秋田県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 TEL:〇〇〇(△△△)××××		

g(グラム)又はkg(キログラム)で単位を明記。精麦、雑穀を混合したものは、合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧をつけて精麦・雑穀の一般的な名称と重量、単位を併記して記載。

玄米は調製年月日を記載。それ以外は、精米年月日(玄米を精白した年月日)を記載。ただし、輸入品で調製、精米年月日が不明なものは、代わりに輸入年月日を、調製、精米、輸入年月日が異なるものを混合したものは最も古い年月日を記載。

販売者の「氏名又は名称」、「住所」及び「電話番号」を記載。表示を行う者が精米工場である場合は「販売者」に代えて「精米工場」と記載。

産年及び精米年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には、それぞれの欄に消費者にとってその記載箇所が分かるような具体的な位置を明記すれば、他の箇所に記載することができます。(次ページ参照)

単一原料米の品質表示をする場所は・・・

新潟県産コシヒカリ

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XX
XX
XX

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 表示面の XX県△△ 下部に記載		
内容量	5kg		
精米年月日	表示面の下部に記載		
販売者	XXX・……		
	産年:平成20年産		
	精米月日:平成20年×月○日		

★容器又は包装の見やすい場所

★販売者(精米工場)は、容器又は包装の見やすい箇所に「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」及び「販売者」を一括して表示。

★表示に用いる文字は「日本工業規格Z8305」に規定する12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)の活字以上の大きさの統一の取れた活字を使用。

★産年欄及び精米年月日欄に「表示面の下部に記載」と表示することにより、指定した欄外の、見やすい場所に表示することが可能。

ブレンド米(複数原料米)の表示

単一原料米以外の場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか又は産地、品種、産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、「その産地」及び「使用割合」を併記。国産品は「国内産△割」と、輸入品は原産国ごとに「○○(国名)産△割」とし、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載します。

★複数原料米であることを表示

★国産品は「国内産」と「使用割合」を表示し、括弧内は使用割合の多い順に表示します。

(表示例)

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	ブレンド米			
	国内産			9割
	(新潟県 ○○ヒカリ ○年産			7割)
	(秋田県 △△ニシキ ×年産			2割)
	タイ産		△年産	1割)
内容量	○○kg			
精米年月日	平成○年○月○日			
販売者	○○米穀株式会社			
	新潟県○○市○○町○-○-○ TEL:○○○(△△△)XXXX			

★検査証明を受けた原料玄米を使用している場合には、括弧を付してその原料玄米「産地」、「品種」及び「産年」の3つの項目の全部又は一部をそれぞれに対応する「使用割合」と併せて記載することができます。

★国内産にあつては「国内産○割」と、輸入品にあつては「原産国」とに「○○(国名)産△割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載。

- A. 検査証明を受けた複数の証明米について表示する場合:当該証明米の使用割合が多い順に記載します。
- B. 複数の証明米を混合して用いた場合:当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができます。
- C. 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合:表示する全ての証明米について表示項目をそろえて記載します。

●使用割合が5割未満の原料玄米の強調表示の方法



原料玄米の使用割合が5割未満の場合は、その使用割合を産地、品種又は産年の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。

(表示できない例)
〇〇県産
コシヒカリブレンド

表示する原料玄米の使用割合を記載する必要がある。

●使用割合が5割以上の原料玄米の強調表示の方法



原料玄米の使用割合が5割以上の場合は、「ブレンド」等の文字を産地、品種又は産年の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。

(悪い例)
〇〇県産
コシヒカリ
ブレンド

ブレンドの文字を産地、品種等を表す用語と同程度以上の大きさで表示する必要がある。

●原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(未検査米)が含まれている場合:「国内産△割」、又は「〇〇産△割」の表示の次に括弧を付して「未検査米△割」と記載することができます。

原料玄米が未検査米である場合の表示例

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産 (〇〇県産 〇〇ヒカリ 〇〇年産 未検査米)			10割 8割 2割
内容量	10kg			
精米年月日	21.3.1			
販売者	〇〇米飯株式会社 宮城県△△市〇〇町××-×× TEL:〇〇〇(△△△)××××			

★「未検査米」と任意で表示することができます。

玄米・精米の品質表示Q&A

Q 産年及び精米年月日を欄外に記載する場合の方法を教えてください。

- A**
- 1.産年及び精米年月日については、一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができます。
 - 2.具体的には、「一括表示欄の右側に記載」、「一括表示欄の右(又は左)側面下(又は上)に記載」、「反対面の下部に記載」等記載箇所を表示してください。
 - 3.また、米の袋には表裏の定義はありませんので、表や裏といった表現の仕方は避けてください。

Q 特定の生産者(グループ)と消費者(グループ)が、品質、価格について契約を交わして取引する場合も表示しなければならないのですか。

- A** 表示は全ての販売者に義務付けられていますので、特定の生産者(グループ)が特定の消費者(グループ)と契約を交わして取引を行っている場合も販売業者として表示を行うことが必要となります。



Q 通信販売する精米も対象となるのですか。

- A** 通信販売するものであっても、精米を一般消費者に販売する場合には表示が必要です。



Q 玄米又は精米に、①精麦又は雑穀を混合した商品、②ビタミン強化米を混合した商品も玄米及び精米品質基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればよいのですか。

A 1.①精麦又は雑穀を混合した商品は、生鮮食品品質表示基準で、米穀を「精麦又は雑穀を混合したものを含む」と規定していますので、玄米及び精米品質基準の対象となります。
②ビタミン強化米は精米にビタミンなどの栄養素を添加したものであり、精米としての本質は変わらないので、ビタミン強化米を混合した商品は、玄米及び精米品質表示基準の対象となります。

2.具体的な表示方法は、玄米及び精米品質表示基準の規定に従い、内容量は精麦等を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して「精麦」、「あわ」、「ひえ」等最も一般的な名称にその重量を併記して記載します。

なお、ビタミン強化米を混合した商品の表示に当たっては、精麦又は雑穀を混合した場合の表示方法と同様の扱いとします。

Q 赤米、黒米、紫黒米と呼ばれているいわゆる古代米も玄米及び精米品質基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればよいのですか。

A 1.これらのいわゆる古代米はその玄米の表皮の色沢等から「赤米」、「黒米」、「紫黒米」等と呼ばれていますが、いずれも玄米に該当しますので、玄米及び精米品質表示基準の対象になります。

2.また、品種の特定はできませんが、赤米、黒米、紫黒米等は一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に赤米等と記載して差し支えありません。



Q 農産物検査法による証明とは具体的にどのようなものですか。

A 農産物検査法に基づく検査においては、証明書の交付又は包装への表示の形で産年、銘柄等の証明がなされます。一括表示欄には、この証明書等に記された産年及び銘柄(例:〇〇県△△ヒカリ)に基づき、産年、産地、品種を記載します。



Q 複数の証明米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部についてだけ産地、品種又は産年を表示しても良いのですか。

A 複数の証明米を混合して用いた場合は、当該複数の証明米のうち、一部の証明米のみについて表示することができます。ただし、この場合、必ず使用割合を表示する必要があります。



Q 単一原料米以外の原料玄米について、「複数原料米」以外にどのような記載の仕方がありますか。

A 「複数原料米」のほか「ブレンド米」、「混合米」、「多数原料米」、「多岐原料米」、「ミックス米」、「産地ミックス米」、「品種ミックス米」等表示と内容に矛盾がなく、一般消費者に誤認を与えない用語であれば差し支えありません。また、全て未検査米の場合は「未検査米」、一部未検査米の場合は「一部未検査米」等と事実に応じて記載することもできます。



Q 一括表示以外の場所に、一括表示で記載されていない産地、品種又は産年を記載してはいいのですか。

- A** 1. 一括表示欄で記載されていない事項を欄外に記載することは通常は玄米及び精米品質表示基準の禁止事項の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語に抵触することとなりますので、表示することはできません。
2. したがって、欄外に産地、品種又は産年等を記載する場合は、一括表示の原料玄米欄においても記載されていなければなりません。



Q 二期作の場合でも12月31日までに袋詰めしたものには、「新米」と表示してよいのですか。

- A** 1. 「新米」の用語は玄米及び精米品質表示基準の規定により、表示禁止事項に該当し原則として表示できません。
2. しかし、例外として、原料玄米が生産された当該年の12月31日までに①容器に入れられ、又は包装された玄米、②精白され、容器に入れられ、又は包装された精米、であれば「新米」と表示できます。
3. したがって、二期作の場合でも12月31日までに袋詰めしたものは「新米」と表示できます。



Q 精米年月日又は輸入年月日が異なるものを混合した場合、精米年月日又は輸入年月日をどのように表示すればよいのですか。

- A** 1. 精米年月日又は輸入年月日が異なる2種類以上の原料玄米を混合した精米については、精米年月日又は輸入年月日のうち、最も古い精米年月日又は輸入年月日を記載することとなります。
2. 最も古いものが輸入年月日である場合は、一括表示の様式の中の精米年月日を輸入年月日とすることとなります。



(表示例)

名 称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	ブレンド米			
	国内産			7割
	(新潟県 ○○○ 20年産 5割)			
	(秋田県 △△△ 20年産 2割)			
	タイ産		19年産	3割
内 容 量	○○kg			
輸 入 年 月 日	平成20年○月○日			
販 売 者	○○米穀株式会社 新潟県○○市○○町○ー○ー○ TEL:○○○(△△△)XXXX			

精米年月日と表示
輸入年月日と表示

最も古い年月日